

岩手県告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年7月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 盛岡市繫字塗沢45の104
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため